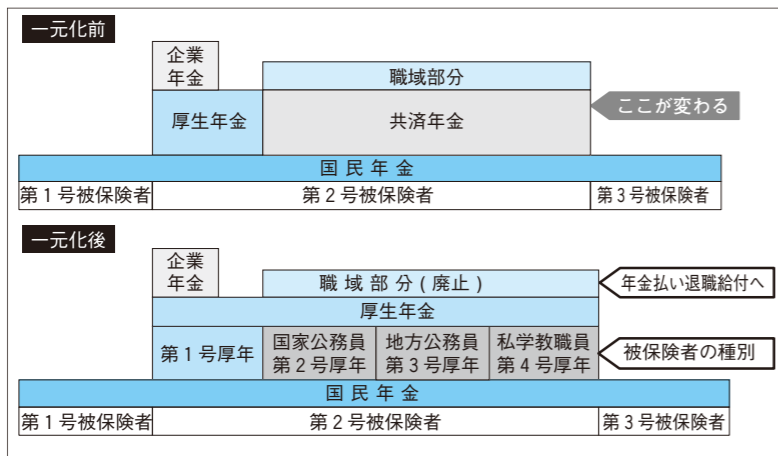
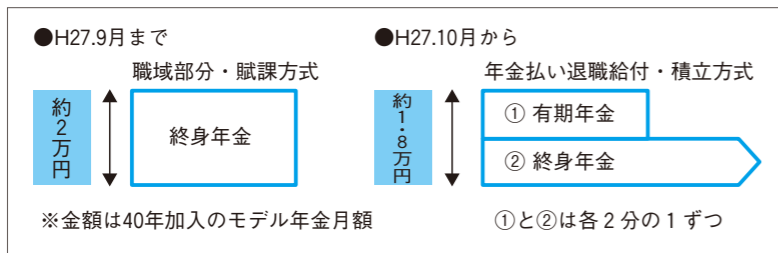


図表1 一元化に伴う変化のイメージ



図表2 職域部分と年金払い退職給付の違いのイメージ



図表3 年金払い退職給付の主な内容

支給要件等	退職が要件、1年以上引き続き期間要（ただし、1年以上には一元化前期間通算可）。資格得喪の年齢制限なし。
支給開始年齢	原則65歳。ただし、希望により60歳までの繰上げ、70歳までの繰下げ可。いずれも①有期年金と②終身年金の同時請求要。
保険率	1.5%（上限・労使折半）。
支給形態	①の支給期間は原則20年だが10年も可能。途中死亡の場合、遺族一時金が遺族に支給。なお、一時金の選択も可。 ②は死亡で終了。 組合員中は①は支給されず、②は支給停止。

これだけは押さえておきたい 一元化に伴う主な改正点

音川社会保険労務士事務所・CFP®
音川敏枝

一元化により、年金制度はどこがどう変わったのか。
お客さまにアドバイスする際に、
FPが最低限知っておきたいポイントを解説する。

保険者は「第1号厚生年金被保険者」、国家公務員の組合員は「第2号厚生年金被保険者」、地方公務員の組合員は「第3号厚生年金被保険者」、私学教職員共済制度の加入者は「第4号厚生年金被保険者」となる。

厚生年金の被保険者でも第1号〜第4号の種別が用いられることで、国民年金の被保険者の種別（第1号〜第3号）との混乱が生じかねない。そこで日本年金機構は、図表5の略称を用いることを決定した。

POINT 1
制度の差異は基本的に厚生年金にそろえる

一元化の目的は、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の年金給付を受けるための制度を作ることにある。今後は、公務員および私学共済職員も厚生年金に加入することになった。制度的な差異は、基本的に厚生年金にそろえることになる（図表1）。2階部分の年金は厚生年金に統一、3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設された。両者の違いは図表2のとおりである。年金払い退職給付の主な要件は図表3を参照してほしい。なお、一元化前に加入した期間の職域部分は、経過措置として支給される。

POINT 2
保険料率は18・3%に

厚生年金および共済年金の保険料は、毎年0・354%ずつ引き上げられ、最終的には18・3%で統一されることになる。

⑥の、厚生年金の女性の支給開始年齢が男性の5年遅れという点については、経過措置として存続する。ちなみに、共済年金は男性も女性も支給開始年齢は同じである。

ただし、一元化後も共済組合等の組織はそのまま存続し、組合員などの年金に関する業務を継続する。統一後の厚生年金に関する届出書などは、ワンストップサービスとして日本年金機構または各共済組合等の窓口でも受け付ける。

なお、一元化に伴い、他の実施機関に係る加入期間や年金受給を明らかにするために必要だった「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等の提出は原則不要になった。

POINT 3
保険料や年金額の算定基準は標準報酬額に統一

一元化に伴い、保険料や年金額の算定基準も統一される（図表6）。例えば、地方公務員共済においては、保険料および年金額を計算する際、基本給に法令で定められた手当率1・25を乗じて算定する手当率制を採用していた。

これが一元化後は、厚生年金同様、実際に支給された基本給などを算定基礎額とする標準報酬額に移ることになった（図表7）。